

東京中小企業経友会事業協同組合 東京経友会のご案内

東京経友会は、全国の中堅・中小企業の異業種による、組合員の相互成長と発展支援を目的とした異業種協同組合です。

日本最大規模の異業種協同組合のスケールメリットを活かし、組合員様向へ有益なサービスをご提供しています。

日本全国の幅広い業種でご加入いただけます

全国で加入OK！

15,000社以上の組合員



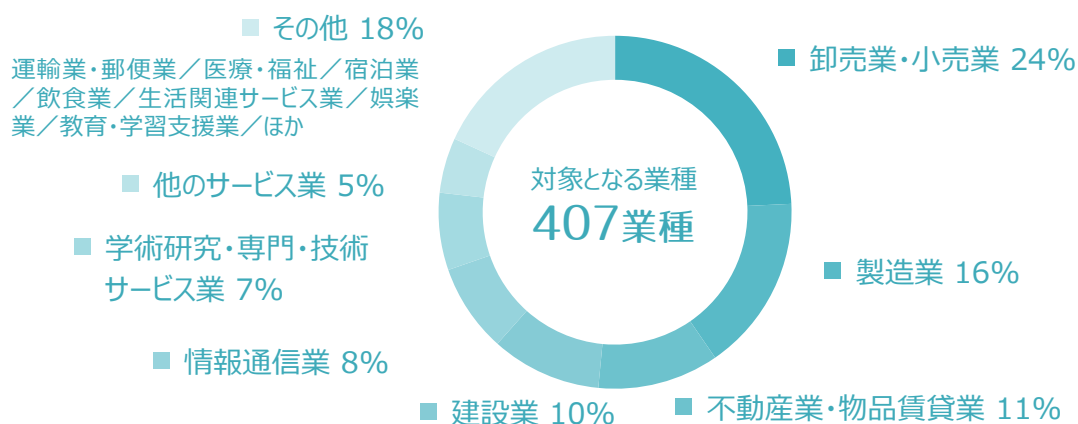
認可エリア
47都道府県

日本最大規模の
異業種協同組合！

2020年11月時点
15,509社



407業種が対象！



東京経友会 組合員様向けサービス

🔍 リスクマネジメントクラブ「就業規則サポートサービス」

労務専門の弁護士の監修付き！「最強の就業規則」と「年1回の更新」をセットでご提供

- 中小企業の労務トラブルを徹底研究し「中小企業専用」に開発！
- 労務トラブルを未然に防ぎ、会社を守る「最強の就業規則」。
- 「年1回の更新」で、最新の法改正や新しい労務リスクへの対応も万全！

経営者が頼れる労務専門家のサポート！

- 社会保険労務士が「社長の労務の右腕」に！
- さらに専門的なご相談は、労務専門の弁護士をはじめとした「労務専門家ネットワーク」がサポート（別料金）



このほか、未払い残業代が発生しにくい給与規程のご提案や、36協定や労使協定の作成サポート等もサービスに含まれます。

リスクマネジメントクラブ
keiei-rmc.com



🔍 経営セミナー映像会員

経営者のためのセミナー映像オンライン視聴サービス。
著名人・トップリーダーによる講演収録100本以上！

- 経営者必見の多彩なテーマでお届け。
- PC・スマホ・タブレットから視聴いただけます。
- 臨場感のある生中継も受講可能！
- 移動中に受講できる音声データのダウンロードOK



最新ラインナップはWEBにて！

ビジネスサポートクラブ
映像会員サイト
keiei-seminar.com



🔍 経営セミナーのご招待・ご優待

経営者様限定で東京経友会から、経営セミナーへのご招待やご優待も！

👉 共済のお取扱い／保険の団体割引

- **共済** 経営セーフティ共済（倒産防止共済）／小規模企業共済／中退共
- **保険の団体割引** 損害保険の団体割引 20%～50%など

👉 事業承継支援サービス

会社の自社株は今いくら？事業承継の最低5年前には分析を。

自社株対策シミュレーションの無料提供をはじめ、事業承継税制・組織再編等、貴社に最適な対策を支援します。

👉 保険管理ファイルの作成

会社の保険をすべて分析して1冊のファイルに

会社で加入しているすべての保険を分析して1冊にまとめます。
お宝保険チェックで見直しの優先順位も明確に！

👉 外国人技能実習生／特定技能外国人

【団体監理型受入れ】

中国・ベトナムの現地送り出し機関と連携

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れをサポート。

👉 法人向け給油カード／ETCカード

※クレジットカード機能はありません。

- **給油カード** おトクな割引価格で給油できる、年会費・発行手数料無料の法人カード。
(ENEOS／宇佐美・出光)
- **ETCカード**
 - ETCコーポレートカード (NEXCO中日本) 月額3.5万円以上高速国道をご利用のお車にご利用いただける大口割引カード
 - 法人ETCカード (株式会社クレディセゾン) マイレージポイントが溜まる！料金後払いのお得なカード。

▶ 組合概要

名称	東京中小企業経友会事業協同組合（略称：東京経友会）
設立	平成4年3月5日（1992年3月5日）
出資金	157,710,000円（2020年10月31日現在）
所在地	東京都千代田区有楽町1-2-2東宝日比谷ビル17階 電話：03-3500-5251 FAX：03-3500-5250
HP	www.tokyo-keiyukai.or.jp
代表理事	理事長 橋本 卓也 代表理事 会長 宗村 秀夫

● 所管および認可番号

警察庁	国公委生発第64号	農林水産省	元食産第826号
金融庁	金企市第946号、金監督第2496号	国土交通省	国総計第32号、 国土専建第9号
総務省	総情作第20号、総基テ第24号	環境省	環循規発第1907024号
法務省	法務省司司第64号、 法務省民二第72号	経済産業省 (中小企業庁)	20190628中第2号
財務省	財理第2207号、官税1第52号		
文部科学省	元受文科総第442号		
厚生労働省	厚生労働省発医政0716第1号		

▶ ご入会資格

【1】認可区域に事業所を有し、当組合が定める事業を行うこと。

認可区域	全国（47都道府県）
組合が定める事業	建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸・小売業、不動産業、飲食店・ 宿泊業、サービス業 など 407業種。（詳細はお問い合わせください）

【2】「中小企業等協同組合法」に基づく中小事業者（下表）、又は個人事業主の方であること。

業種	資本金額	従業員数
下記に属さない業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※ 範囲外の中小企業の場合は
公正取引委員会への決算書
(写)の届出が必要。